

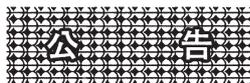
長野県上伊那地方事務所告示第1号

上伊那広域連合長から申請のあった規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年2月6日付で許可しました。

平成18年2月20日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

市町村課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成17年度旧長野県救急センター産業廃棄物処理業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び業務仕様書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成18年3月28日まで
- (4) 履行場所
松本市旭2丁目11-30
衛生部松本旭町庁舎（旧長野県救急センター）
- (5) 入札方法
入札金額は、業務仕様書において示す予定排出量に基づき、入札者が設定した産業廃棄物1㎡当たりの単価を記載してください。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第

35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県知事又は長野市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可及び同条第6項の許可を受けた者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県衛生部医務課医療ユニット
電話 026 (235) 7145
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月2日 午後2時
イ 場所 長野県議会議員会館 会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成18年2月27日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
 - (10) 契約の締結
この調達に係る契約は単価契約とします。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医 務 課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成18年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称
千曲市杭瀬下土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
昭和58年3月10日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
千曲市大字杭瀬下字欠下及び字堂川原の全部、並びに大字杭瀬下字村浦、字五十里、字石原、字宮下、字田中、字柳川原、字古屋敷、字牛追、字綿主及び字三ツ屋の各一部、並びに大字粟佐字南沖の一部、並びに大字新田字見崎の各一部
- 4 事務所の所在地
千曲市大字粟佐字宮西1287番地1 千曲市教育委員会分室内
- 5 設立認可の年月日
昭和58年3月5日
- 6 変更認可の年月日
平成18年2月14日

都市計画課

公告

小県郡丸子町による下和子地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年2月20日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年2月21日から3月20日まで
- 3 縦覧の場所
小県郡丸子町役場

土地改良課